

鈴鹿市教育委員会公印規則及び鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第 8 号

鈴鹿市教育委員会公印規則及び鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部を改正する規則

(鈴鹿市教育委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市教育委員会公印規則（平成 2 7 年鈴鹿市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(公印の使用) 第 6 条 公印を使用しようとする者は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により公印管理者の審査を受けなければならない。</u> <u>(1) 電子決裁（鈴鹿市教育委員会文書管理規程（平成27年鈴鹿市教育委員会訓令第 6 号。以下「文書管理規程」という。）第 2 条第14号に規定する電子決裁をいう。次号において同じ。）の方式により決裁を受けた場合 文書管理システム（文書管理規程第 2 条第 4 号に規定する文書管理システムをいう。）により公印の使用を申請し、公印を押印すべき文書を公印</u>	(公印の使用) 第 6 条 公印を使用しようとする者は、<u>決裁文書に公印を押印すべき文書を添えて公印</u>管理者の審査を受けなければならない。

<u>管理者に提示する方法</u> (2) <u>電子決裁の方式以外の方式により決裁を受けた場合 公印を押印すべき文書に決裁文書（文書管理規程第2条第16号に規定する決裁文書をいう。次項において同じ。）を添えて公印管理者に提示する方法</u> 2 前項の審査は、決裁文書が適正な決裁を受けているかどうか及び公印を押印する文書が決裁文書に適合しているかどうかについて行うものとする。 3 略	2 前項の審査は、決裁文書が適正な決裁を得ているかどうか及び公印を押印する文書が決裁文書に適合しているかどうかについて行うものとする。 3 略
--	---

（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）

第2条 鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則（平成27年鈴鹿市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（公印の使用） 第6条 公印を使用しようとする者は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により公印管理者の審査を受けなければならない。</u> <u>（1） 電子決裁（鈴鹿市教育委員会文書管理規程（平成27年鈴鹿市教育委員会訓令第6号。以下「文書管理規程」という。）第2条第14号に規定する電子決裁をいう。次号において同じ。）の方式により決裁を受けた場合 文書管理システム（文</u>	（公印の使用） 第6条 公印を使用しようとする者は、<u>決裁文書に公印を押印すべき文書を添えて公印管理者の審査を受けなければならない。</u>

<u>書管理規程第2条第4号に規定する文書管理システムをいう。)</u>により公印の使用を申請し、公印を押印すべき文書を公印管理者に提示する方法 (2) <u>電子決裁の方式以外の方式により決裁を受けた場合 公印を押印すべき文書に決裁文書（文書管理規程第2条第16号に規定する決裁文書をいう。次項において同じ。）を添えて公印管理者に提示する方法</u> 2 前項の審査は、決裁文書が適正な決裁を受けているかどうか及び公印を押印する文書が決裁文書に適合しているかどうかについて行うものとする。 3 略	2 前項の審査は、決裁文書が適正な決裁を得ているかどうか及び公印を押印する文書が決裁文書に適合しているかどうかについて行うものとする。 3 略
---	---

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。